

りそな年金研究所

# 企業年金ノート

【本題】企業型確定拠出年金（DC）制度の指定運用方法の振返り .....	P1
【コラム】退職給付会計における割引率の設定について .....	P6

## 企業型確定拠出年金（DC）制度の指定運用方法の振返り

### 1. はじめに

確定拠出年金制度においては、2016年6月3日に「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」が公布され、2018年5月1日より、指定運用方法の導入が始まり、2018年5月1日以降は、指定運用方法を規約に定めると、掛金等に関して運用の指図を行わなかった場合、指定運用方法により運用が行われることになりました。

以下では、指定運用方法に関する法令上の規定等を踏まえた上で、りそな銀行が運営管理機関となっている企業型確定拠出年金制度（以下「企業型DC制度」）における、指定運用方法の導入状況等について、解説致します。（以下では、確定拠出年金法を「DC法」、確定拠出年金法施行令を「DC法施行令」、確定拠出年金法施行規則を「DC法施行規則」といいます。）

### 2. 指定運用方法に関する法令上の規定

2016年6月3日に交付された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」等において、指定運用方法については以下のような内容の規定がなされています。（法令上、指定運用方法の導入は任意です。（DC法第23条の2））

#### （1）指定運用方法の選定についての法令上の規定

##### ●運用の方法の選定及び提示（DC法第23条の内容）

企業型運用関連運営管理機関等は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるもの（次条第一項において「対象運用方法」という。）を、政令で定める数以下で、かつ、三以上（簡易企業型年金は、二以上）で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。

- （1）銀行その他の金融機関を相手方とする預金又は貯金の預入
- （2）信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託
- （3）有価証券の売買
- （4）生命保険会社又は農業協同組合その他政令で定める生命共済の事業を行う者への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込み
- （5）損害保険会社への損害保険の保険料の払込み
- （6）前各号に掲げるもののほか、投資者の保護が図られていることその他の政令で定める要件に適合する契約の締結

- 2 運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他政令で定める基準に従って行われなければならない。
- 3 企業型運用関連運営管理機関等は、運用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない。

#### ●指定運用の方法の選定（DC法第23条の2の内容）

1. 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、対象運用方法のうちから1つの運用の方法（指定運用方法）を選定し、企業型年金加入者に提示することができる。
2. 「指定運用方法」は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならない。
3. 指定運用方法を選定する場合についても、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、行わなければならない。

#### ●企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件（DC法施行令第6条の内容）

指定運用方法を提示することを定める場合にあっては、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) DC法第25条の2第1項に規定する特定期間及びDC法第25条の2第2項に規定する猶予期間は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。（以下の（3）指定運用方法が提示されている場合の特例の規定（「特定期間」と「猶予期間」）参照）
- (2) DC法第23条の2第1項の規定により企業型運用関連運営管理機関等が指定運用方法を選定し、提示しようとする場合にあっては、事業主は、その実施する企業型年金における厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と協議し、企業型運用関連運営管理機関等は、その協議の結果を尊重することとされていること。

#### ●指定運用方法の選定基準（DC法施行規則第19条の内容）

##### ・DC法第23条の2第2項の厚生労働省令で定める基準

高齢期における所得の確保のために、長期的な観点から、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 運用の方法に係る物価、外国為替相場、金利その他経済事情の変動に伴う資産価格の変動による損失の可能性について、実施事業所に使用される企業型年金加入者の集団の属性等に照らして、許容される範囲内であること。
- (2) 指定運用方法による運用から生ずると見込まれる収益(手数料、信託報酬その他これらに類する費用を控除したもの)について、企業型年金加入者の集団に必要なとされる水準が確保されると見込まれること。
- (3) 損失の可能性が、見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲内のものであること。
- (4) 指定運用方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額が、見込まれる収益に照らし、過大でないこと。

#### ●指定運用方法の選定過程（DC法施行規則第19条の2の内容）

1. 企業型運用関連運営管理機関が指定運用方法を選定しようとする場合は、企業型運用関連運営管理機関は、事業主に対し、指定運用方法の選定に際して必要な情報の提供を求めることができる。
2. 事業主は、指定運用方法の選定に際して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

#### (2) 指定運用方法に係る情報の提供についての法令上の規定

#### ●指定運用方法に係る情報の提供（DC法第24条の2の内容）

企業型運用関連運営管理機関等は、指定運用方法を選定し、提示した場合は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項に係る情報を企業型年金加入者に提供しなければならない。

- (1) 指定運用方法に関する利益の見込み及び損失の可能性

- (2) 指定運用方法を選定した理由
- (3) DC法第25条の2第2項の事項（以下の（3）指定運用方法が提示されている場合の特例の規定（「特定期間」と「猶予期間」）参照）
- (4) その他厚生労働省令（DC法施行規則第20条）で定める事項

●運用の方法等に係る情報の提供（DC法施行規則第20条の内容）

DC法第24条の2第4号の厚生労働省令で定める事項

- (1) 以下のAからEに掲げる事項
  - A 運用の方法の内容(次に掲げるものを含む。)に関する情報
    - ア 利益の見込み(利益の見込みを示すことが困難である場合にあっては、その旨)及び損失の可能性に関する事項
    - イ 運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項
    - ウ 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項
  - B 当該運用の方法を企業型年金加入者等に提示した日の属する月の前月の末日から起算して過去十年間(当該運用の方法の過去における取扱期間が十年間に満たない場合にあっては、当該期間)における当該運用の方法に係る利益又は損失の実績
  - C 運用の方法における持分の計算方法
  - D 運用の方法の区分に応じた情報
    - ・預貯金の預入、金融債の売買、金銭信託(貸付信託を含む。)の預入  
預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報  
(預金保険制度等の対象となっている場合にあっては、企業型年金加入者等が受ける保護の内容を含む。)
    - ・生命保険又は損害保険への保険料の払込み  
保険契約者保護機構による保護の対象となっているか否かについての情報  
(保険契約者保護機構による保護の対象となっている場合にあっては、企業型年金加入者等が受ける保護の内容を含む。)
  - E 金融商品の販売等に関する法律に規定する重要事項に関する情報
- (2) 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に必要となる手数料  
その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報
- (3) 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図については、規約で定めるところにより運用の指図の変更を行うことが可能である旨
- (4) 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合において、その運用から生ずる利益及び損失については、運用の指図を行ったものとみなされた企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者が責任を負うものである旨
- (5) DC法第25条の2第1項に規定する特定期間及びDC法第25条の2第2項に規定する猶予期間
- (6) その他、企業型年金加入者が指定運用方法の内容を把握するために必要な情報

(3) 指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例の規定（「特定期間」と「猶予期間」）

●指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例（DC法第25条の2の内容）

1. 次の区分に応じ、それぞれに定める日から起算して3月以上で企業型年金規約で定める期間(「特定期間」)を経過しても、企業型記録関連運営管理機関等が企業型年金加入者から運用の指図を受けないときは、企業型記録関連運営管理機関等は、特定期間の経過、猶予期間、指定運用方法を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。

- (1) 指定運用方法が提示されている場合であって、企業型年金加入者がその資格を取得したとき  
資格取得後最初に事業主掛金又は企業型年金加入者掛金(「事業主掛金等」)の納付が行われた日
- (2) 企業型年金加入者がその資格を取得している場合であって、指定運用方法が提示されたとき  
指定運用方法が提示された後最初に事業主掛金等の納付が行われた日

2. 1. の通知を受けた企業型年金加入者が特定期間を経過した日から2週間以上で企業型年金規約で定める期間(「猶予期間」)を経過してもなお運用の指図を行わないときは、その企業型年金加入者は、1. の通知の指定運用方法を選択し、かつ、その指定運用方法に未指図個人別管理資産(※)の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす。

(※)「未指図個人別管理資産」：個人別管理資産のうち、1. の通知に係る猶予期間が終了する日までに運用の指図が行われていないもの及び猶予期間終了日後に納付される事業主掛金等で運用の指図が行われていないもの

### 3. 指定運用方法の選定・提示

(1) 指定運用方法の選定・提示に当たっての着眼点

指定運用方法の選定・提示に当たっての着眼点として、以下のような点が挙げられます。

ア 主に加入者の集団に係るもの加入者の集団の属性(年齢別構成、退職までの平均勤続年数等)、金融商品への理解度、加入者のニーズ、想定利回りや掛金額等退職給付における位置づけ等

イ 主に金融商品に係るもの(リスク・リターン特性)

期待収益率、価格の変動の大きさ、運用結果が拠出した掛金の合計額を上回る可能(確実)性、インフレリスクに対応し実質的に購買力を維持できる可能性、分散投資効果等

(通知「確定拠出年金制度について」の(別紙)確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)より抜粋)

(2) 指定運用方法の選択肢とその特徴

2. の法令上の規定や(1)の着眼点を踏まえた上で、指定運用方法を導入する際の具体的な選択肢(導入しない場合を含む)とその特徴としては、以下のような点が考えられます。

選択肢	特徴			
	元本の確保	期待リターン	インフレ対応	想定利回り達成 (想定利回りを設定している場合)
導入しない (現金相当の資産で管理)	○ 元本割れリスクなし	×	×	×
導入する 元本確保 (定期預金等)	○ 元本割れリスクなし	△ 低い	△ インフレ時の実質価値維持 の可能性低い	△ 可能性低い
導入する リスク 性商品	×	○ 元本確保型商品 に比べて高い	○ インフレ時の実質価値維持 の可能性あり	○ 可能性あり
導入する バランス型、 ターゲットイ ャー型	×	○ 元本割れリスクあり	○ インフレ時の実質価値維持 の可能性あり	○ 可能性あり

指定運用方法を導入しない場合の理由の例としては、新規加入者にかかる配分指定手続が徹底して実施されていること等が挙げられます。

また、指定運用方法を導入する場合の各選択肢及びその選定理由の例としては、以下のようなことが挙げられます。

#### ①元本確保型商品(定期預金や保険商品)

- ・銀行等が提供する定期預金や、生命保険会社・損害保険会社が提供する保険商品
- ・選定理由の例

「本商品で長期運用を行った場合、より収益を上げる投資機会を逃すことがあることや将来の実質

的な購買力を確保できない可能性（インフレリスク）があるが、安全性の高い元本確保の商品である。」

## ②リスク性商品

### ア. バランス型

- 国内外の株式や債券等を組み合わせて運用する商品で、各資産への配分割合が固定されている商品（指定運用方法として採用している商品としては、株式より債券、海外ものよりも国内もの、の割合が高いリスクを抑えた商品が一般的）
- 選定理由の例
  - 「物価、外国為替相場、金利その他の経済事情の変動に伴い損失が発生する可能性があるが、分散投資を行うことで平均的なリスク許容度の範囲にリスクを抑えている。」
  - 「老後の資産形成を目的とした長期運用を行うことでリスクに応じた収益が期待できる。」
  - 「販売手数料や信託財産留保額がなく、信託報酬も類似商品と比較して低水準に抑えられている。（販売手数料、信託財産留保額がない場合）」

### イ. ターゲットイヤー型

- 国内外の株式や債券等を組み合わせて運用する商品で、目標とする年（ターゲットイヤー）までの運用期間が長いほど株式など成長性の高い資産への投資割合を高めにする一方、年数の経過に伴い、株式から債券へ、海外ものから国内ものへ等リスクの低い商品へ資金をシフトしていき、ターゲットイヤーでは債券などの安定的な資産となる商品。指定運用方法として採用している商品としては、生年月日に応じてDCの受取り年齢（60歳以上）で償還となるように設定したものが一般的。
- 選定理由の例
  - 「物価、外国為替相場、金利その他の経済事情の変動に伴い損失が発生する可能性があるが、分散投資を行うことで平均的なリスク許容度の範囲にリスク抑えている。」
  - 「ターゲットイヤーが異なる複数の商品から、購入者の生年月日に応じた商品が自動的に購入される。」
  - 「老後の資産形成を目的とした長期運用を行うことでリスクに応じた収益が期待できる。」
  - 「販売手数料や信託財産留保額がなく、信託報酬も類似商品と比較して低水準に抑えられている。（販売手数料、信託財産留保額がない場合）」

## 4. 指定運用方法の採用実績

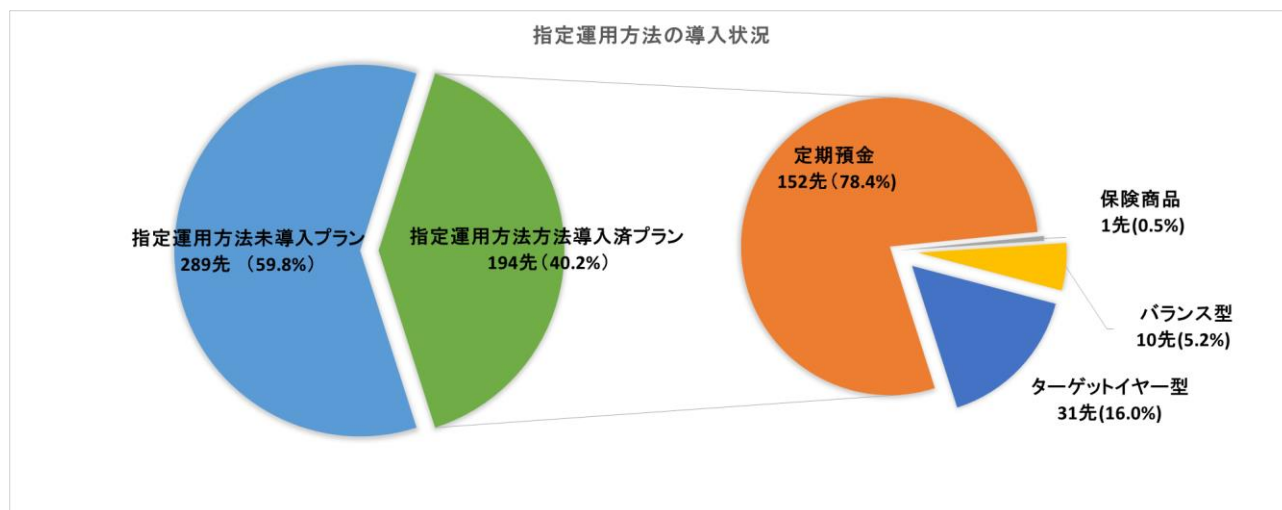
2020年5月1日現在、りそな銀行が運営管理機関となっている企業型DC先（総合型を除くプラン483先）における、指定運用方法の状況は以下のとおりです。

		プラン数	集計対象プラン中の割合	指定運用方法導入済プラン中の割合
元本確保型商品	定期預金	152	31.5%	78.4%
	保険商品	1	0.2%	0.5%
リスク性商品	バランス型	10	2.1%	5.2%
	ターゲットイヤー型	31	6.4%	16.0%
指定運用方法導入済プラン数		194	40.2%	100.0%
指定運用方法未導入プラン数		289	59.8%	—
計		483	100.0%	—

(集計結果)

- 一般先プラン数 483 先のうち、指定運用方法を導入済のプラン数は 194 先 (40.2%)、未導入のプラン数は 289 先 (59.8%)
- 指定運用方法導入済プラン 194 先 (100.0%) のうち、元本確保型のプラン数は 153 先 (78.9%)
  - うち、定期預金が 152 先 (78.4%)、保険商品が 1 先 (0.5%)
- 指定運用方法導入済プラン 194 先 (100.0%) のうち、非元本確保型のプラン数は 41 先 (21.1%)
  - うち、バランス型が 10 先 (5.2%)、ターゲットイヤー型が 31 先 (16.0%)

(注) %の合計は端数処理の関係から一致しない箇所があります。



<ご参考資料>

りそな年金研究所 企業年金ノート (2017年12月号)

(りそな銀行ホームページ) <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201712.pdf>

【コラム】確定拠出年金における指定運用方法(新デフォルト商品)の導入について

(年金業務部 確定拠出年金室 加古 雅之)

りそなコラム

退職給付会計における割引率の設定について

今回のコラムのテーマは、「退職給付会計における割引率の設定」に関する、とある信託銀行の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」との会話です。

Aさん：先日お客さまから退職給付会計の割引率の設定についてのご相談を受けたのですが、割引率の話をしていただいていると思ったら、突然、確定給付企業年金(DB)の予定利率についての話もされて、割引率と予定利率についての認識がお客さまの方で混同されているように思われました。今度お客さまに割引率について説明する際、予定利率との違いも踏まえながら説明しようと考えているのですが…。

B課長：なるほど。それじゃあ順を追って考えてみようか。まずは、DBの財政計算や財政決算と、退職給付会計などの財務諸表の開示について、それぞれの目的を整理しよう。

Aさん：次の通りでしょうか。

財政計算や財政決算（DB）	財務諸表の開示（会計）
・決められた給付を支給できるような積立金の水準や掛金を計算すること	・決算日における企業の経営状況を適正かつ公正に開示すること

B課長：そうだね。これらの目的を頭に入れながらDBの予定利率と退職給付会計の割引率を考えてみよう。では、DBの予定利率はどのように定められるものであったかな？

Aさん：積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定めるものですよね。

B課長：その通り。DBでは掛金を積み立てて運用するから、必要な積立金の水準や掛金を計算する際に使用する予定利率は積立金の運用収益に基づいて定められているんだ。

Aさん：従業員がDBに加入してから実際に給付が支給されるまでには何年もかかり、その間積立金が運用されるので、運用収益の予測は長期的な観点で定める必要があるんですよね。

B課長：そうだね。だから足元の運用実績だけで予定利率を決定するのは望ましいものとはいえないね。では次に、退職給付会計の割引率にはどのようなものが使用されるかは分かるかな？

Aさん：国債、政府機関債、優良社債などの安全性の高い債券の利回りを基にして使用するんですよね。

B課長：正解だよ。そして、これを先ほど整理した財務諸表の開示の目的の観点から見てみようか。

Aさん：お願いします。

B課長：退職給付債務や勤務費用を計算する際に将来の支払われる給付のうち現時点で発生していると認められる額を期末まで割引く際に割引率を用いるけど、その際に期末時点における「金銭的時間価値」というお金の時間的な価値のみを反映させるために、安全性の高い債券の利回りを使用することとされているんだ。安全性の低い債券の利回りは債券のデフォルトといった信用リスクに対する対価が含まれていると考えられ、恣意性が介入してくるから、適正かつ公正に開示するという目的に反してしまうというわけだね。以上を整理すると次の表の通りだよ。

	DBの予定利率	退職給付会計の割引率
設定方法	・積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定める。	・安全性の高い債券の利回りを基礎とする。
特徴	・長期的な観点で定める必要がある。	・期末時点における金銭的時間価値のみを反映させる必要がある。

B課長：それじゃあ、割引率についてももう少し詳しく見ていこうか。安全性の高い債券の利回りは満期までの期間によって異なり、各期間と利回りをつなげたものをイールドカーブというけど、割引率はどのようなアプローチで設定するか分かるかな？

Aさん：日本アクチュアリー会と日本年金数理人会とが公表する「退職給付会計に関する数理実務基準 退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」には次の4つのアプローチが例示されていました。

①イールドカーブ直接アプローチ	イールドカーブそのものを使用する方法。つまり、退職給付が支給される見込の期間ごとにスポットレートを割引率として使用する方法。
②イールドカーブ等価アプローチ	①のイールドカーブ直接アプローチにより計算した退職給付債務と等しい結果が得られる割引率を、単一の加重平均割引率とする方法。
③デュレーションアプローチ	退職給付債務のデュレーションと等しい期間に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法。デュレーションを得るために単一の割引率を仮に置いて計算する。
④加重平均期間アプローチ	期末までに発生している退職給付の金額で加重した平均期間（加重平均期間）に対応するスポットレートを単一の加重平均割引率とする方法。 ③のデュレーションアプローチの特別なケース。

B課長：そうだね。それぞれのアプローチを使う上での留意点は説明できるかな？

Aさん：うーん、なんでしょう。①は割引率がイールドカーブそのものであること、②、③、④は割引率が単一の加重平均割引率であることは分かるのですが…。

B課長：今、Aさんが言った視点に立ってみれば、①はイールドカーブそのものを使って計算しているから他のアプローチよりも比較的正確にその時の経済情勢を反映した財務諸表の開示ができるという特徴があるね。そのかわり、割引率が期間毎に異なるから、計算に用いたデータの基準日から期末までの補正方法をどうするかは、他のアプローチよりも考える必要があるよ。

Aさん：でしたら、②も退職給付債務は①を使って計算した値に等しいので、その時の経済情勢を反映できますし、単一の加重平均割引率を用いているので、補正方法も比較的簡単になって①よりも使い勝手がいいように思えますね。

B課長：そうとは限らないよ。②では単一の加重平均割引率を算出するのが複雑にはなるし、勤務費用は①で計算した値と同じとは限らないから、その点には注意が必要だよ。

Aさん：確かにそうですね。そして、③と④については、①と②に比べて退職給付債務の計算や補正方法は簡単にはなりますが、イールドカーブそのもので計算していないので、イールドカーブ全体の形状を十分に反映できないことに気をつけないといけないのでしょうか？

B課長：その通り。例えば、使用した単一のスポットレート周辺以外のイールドカーブの形状に大きな変化があっても、割引率の重要性基準に抵触せず割引率の洗い替えを検討しないでしまうことも考えられるから、③や④を使用しているお客さまにはそういったアドバイスをしておくことが必要になるかもしれないね。

Aさん：割引率の重要性基準は、前期末に用いた割引率を当期末でも使えるかどうかの基準ですよ。

B課長：そうだね。ちなみに具体的な基準はわかるかな？

Aさん：前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定されるときには、期末の割引率を用いて退職給付債務を再度計算しなければならないんでしたよね。

B課長：正解だよ。これも退職給付債務の計算においては、期末時点における経済情勢に基づいた上で、金銭的時間価値のみを反映させるための取扱いだね。経済情勢が大きく変わると安全性の高い債券の利回りの水準も大きく変わり、適正な評価ができないことがあるからこのような重要性基準があるんだ。

Aさん：わかりました。お客さまに自信を持って予定利率と割引率の違いについて説明できそうです。ところで、退職給付債務計算では割引率以外にも例えば退職率などありますがこういった計算基礎を設定する場合に注意することなどはあるのでしょうか。

B課長：DBで使用しているものをそのまま使用することも多いんだ。ただ、注意も必要なので、次回は他の計算基礎について具体的に退職給付債務計算ではどう算定するのかみてみようか。

Aさん：ありがとうございます。次回もよろしくお願いします。

(年金業務部 年金信託室 数理グループ 石原 秀紀)

企業年金ノート 2020(令和2)年8月号 No.628

編集・発行：株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所  
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1  
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>  
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>  
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>